

後期高齢者医療保険・年金 ・介護保険制度の変更

高齢者医療保険料の均等割についてこれまで9割軽減となっていた人は、今年度8割軽減に変わります。そのほか、所得の低い年金受給者には、年金生活者支援として月5,000円(基準額)の給付を10月から開始します。また、介護保険料については、市民税非課税世帯の人の負担が軽減されます。

【問】 ⑤国保年金課Tel22-5111、⑥介護保険課Tel92-4921

高齢者医療保険料

高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の後期高齢者医療保険料の軽減割合を変更します。

保険料の軽減割合が **9割** → **8割** に変更
(月平均330円納付→660円納付に変更)

負担額変更の概略

負担 **増**

年金

所得の低い年金受給者に対し、年金生活者支援給付金の支給が10月から始まります。

支給対象者 次の①～③全てを満たす人
①65歳以上の老齢基礎年金の受給者
②同一世帯全員が市民税非課税であること
③前年の公的年金等の収入金額とその他の所得額との合計が、87万9,300円以下であること

基準額
月 **5,000円** を
年金額に加算して支給

支給 **増**

【その他】
・基準額は保険料を納めた期間等により異なります。
・給付金の支払いは2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別に振り込みます。
・10月・11月分については、12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。

介護保険料

市民税非課税世帯の人の介護保険料が軽減されます。

負担 **軽減**

所得段階	対象者	平成30年度 介護保険料	令和元年度 介護保険料	比較 (増減額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入が80万円以下	28,600円	23,800円	▲4,800円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が120万円以下	47,700円	39,700円	▲8,000円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に属さない	47,700円	46,100円	▲1,600円

高齢福祉在宅サービス

市では高齢期を迎えた人が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、さまざまな高齢福祉在宅サービスを行っています。

【問】 ⑧高齢福祉課Tel92-5838

緊急医療情報カプセル「伝言くん」

緊急搬送時等に駆け付けた救急隊が、かかりつけ医療機関や緊急連絡先を確認することで、迅速な救急救命活動につなげることができます。

対象者 ①一人暮らしの65歳以上
②65歳以上のみの世帯
③日中一人になる65歳以上で、健康上の不安を有する人
④身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A・Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

ひとり暮らし高齢者緊急通報システム

対象者 一人暮らしの65歳以上で、緊急・突発的に重篤化する疾患を有する人
※固定電話や光回線等の設置が必要です。
費用 市民税非課税世帯は無料、課税世帯は設置費用の2分の1

その他の福祉サービス

- 訪問理美容サービス費助成事業
- はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業
- シルバーカー購入費助成事業
- 白内障補助眼鏡・補聴器・蓄便袋購入費助成
- 高齢者通院タクシー助成事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 家族介護用品支給事業
- ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

ひとり暮らし高齢者等給食サービス

食生活の安定および安否確認のため、最大週3回までお弁当(昼食)を配達します。

対象者 老衰・心身の障がい・傷病等を持ち、調理・調達が困難で次のいずれかに該当する人
①一人暮らしの65歳以上
②65歳以上のみの世帯
費用 1食につき300円(助成額)を引いた実費

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮を必要とすることを知らせ、援助を得やすくするためにヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。また、ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたり、思いやりのある行動をお願いします。

【問】 ⑨障がい福祉課Tel92-4919

期日 **7月1日**(月)～

場所 ⑩市民総合窓口課、⑪市民総合窓口室、⑫障がい福祉課、⑬健康づくり課

対象 身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人、妊産婦、傷病者、難病の人など

内容 義足や人工関節を使用している人・内部障がいや難病の人・妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人たちが使用します



【ヘルプマーク】
援助や配慮が必要な人のマークです。このマークを見かけたら思いやりのある行動をお願いします



【ヘルプカード】
援助を必要とする障がいのある人などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮をお願いするためのカードです